

## なごやかハウス岳見 非常放送設備更新工事 仕様書

- 1 工事名 : なごやかハウス岳見 非常放送設備更新工事
- 2 工事場所 : なごやかハウス岳見  
名古屋市瑞穂区岳見町3丁目4番地の1  
TEL 052-837-4917
- 3 建物概要 : 敷地面積 3,251.32㎡  
構造・規模 RC造 4階建て  
延べ床面積 2,945.28㎡  
施設内容 平成10年4月開設  
定員数 特別養護老人ホーム50人、ショートステイ10人、  
デイサービス38人
- 4 工事概要
  - ・本工事は、社会福祉法人なごや福祉施設協会の「なごやかハウス岳見」において、施設内非常放送設備の更新工事を行う。
  - ・更新対象となる既設機器等については、撤去（適切処分を含む。）する。
  - ・機器仕様等一覧に明記された取替機器等のメーカー・型番等については参考とする。参考で明記されたメーカー・機種等の変更については、同等以上の性能を有し、かつ施設管理上での不具合が発生しないこと。万一施工において、メーカー等変更による支障が生じた場合は責任を持って対応すること。
  - ・消防設備との連動工事を含む。
- 5 工事条件
  - ・なごやかハウス岳見は年中無休24時間運営している高齢者施設であり、安全管理には特に留意すること。
  - ・工事施工方法については、入所者・利用者に多大な影響を与えない施工計画及び慎重な施工を行うこと。
  - ・本工事は、建築基準法、労働基準法、消防法、電気設備技術基準、内線規程、本特記仕様書及びその他関係法規を遵守し行うこと。
  - ・工事関連に伴い必要な官公署などへの申請書・届出書・報告書等の手続きや検査対応が発生する場合は、請負業者が遅滞なく作成し実施すること。なお、工事開始前に工事内容について必要に応じ、消防署への確認を行うこと。
  - ・関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供し、これらの手続きの要する費用は、請負業者の負担(工

事に包含。)とする。

- ・工事金額には、上記のほか、運搬交通費、残材処分費、施工管理費、養生清掃費の諸経費も計上すること。

- ・作業時間（準備及び片付時間を含む。）は、概ね午前 8 時 30 分頃から午後 5 時 30 分頃までとする。時間延長については、施設管理者と十分な協議・確認を得ること。尚、昼に 1 時間程度の休憩を設けること。

- ・作業時間・資材搬入出等については、施設管理者と事前に確認・調整し、工事全体計画を作成して承認を得ること。施設管理・運営に支障とならないように配慮して工事の進捗に努めること。

- ・施設来訪者及び施設利用者の送迎時間については、工事資材の搬入出は原則としてできない。

- ・工事関係の車両の駐車に関しては、敷地周辺の駐車場利用を原則とし、路上駐車等による近隣への迷惑行為は行わない。

- ・廃材集積置場として駐車場 1 台分のスペースは利用可能とする。尚、請負業者の現場事務所等を設置する場合についても同様とする。

- ・資材の搬入出のため施設内のエレベータを使用する場合は、利用可能な時間帯等を施設側と協議・確認を行うこと。この場合は、安全対応のため適切な誘導員等を配置し、エレベータ内及び運搬経路に対し適切な養生対応を行うこと。

- ・入浴等の使用停止を条件とする作業は原則としてできない。ただし、入浴日時の変更については、別途調整事項とする。

- ・工事用の電力や水道は施設から借用可。使用可能場所については施設管理者との協議による。

- ・外部足場・内部足場を設置する場合は、労働安全衛生規則に基づき設置・使用し、施設出入口及び通路の確保及び施設送迎(車)の出入り並びに現駐車台数の確保などについて施設職員・施設利用者等に被害を与えないように十分に配慮した計画・施工を行うこと。場合によっては、誘導員を配置すること。

- ・原則として、工事関係者の施設内トイレの利用はできない。但し、施設側との協議により指定された場所の利用は可能とする。尚、敷地内に仮設トイレを設置する場合は、水洗化対応とする。この場合は、分岐及び子メーターの設置を行い、使用量に伴う使用料金を施設に支払うこと。

- ・工事における現場代理人及び主任(監理)技術者は、名札を常時着用する。

- ・作業時においては、ヘルメットの着用等、労働安全衛生規則に基づき安全管理を十分に行う。

- ・工事期間中、入居者の専有物、建築施設・設備に汚損、損傷を与えないよう適宜十分な養生を行う。万一、不注意により損傷・損害を与えた場合は、請負業者の負担にて復旧・補償を行う。

- ・事前に現状を調査把握し、施工上の問題点等について十分な検討を行い、機器変

更等の発注が遅れないようにし、工事進捗に努めること。

・計画的な工事工程計画を作成し、調整打合せによる施設管理者・協会本部担当者・請負業者の各者の内容把握・確認を定期的実施すること。

## 6 質疑等

・この特記仕様書に記載のない事項については、必要に応じて発注者と請負業者とが協議して決定する。

・設計図書に疑義・質疑等が生じた場合は、事前に発注者と協議・調整を行い、指示を受けること。

・設計図に明記なくとも、施工上当然必要なものについては、施設管理者の指示に従い施工すること。

・軽微な変更については、施設管理者の指示に従い施工すること。なお、本項及び前項による場合の請負金額の変更は、原則として行わないものとする。

## 7 打ち合わせ及び記録

・請負業者は、施設管理者が指示した事項、または協議した事項について記録し、提出する。ただし、軽微な事項については、施設管理者の承諾を受けて省略することができる。

## 8 提出書類

・施工計画書 2部

・請負業者の組織－現場組織構成、現場安全衛生管理体制（緊急連絡網等）

・仮設計画書（工事車両駐車場、工事看板等の位置、材料搬入の経路など）

・工程表（全体計画及び実施工程、各月の月間工程・各週の週間工程）

・各種法令等に係る申請書、届出書、報告書。

・工事完了後提出書類

① 工事完了通知書 2部

② 引渡し目録。付属品リスト。予備品リスト。保守工事連絡先。  
取扱説明書。保証書。

③ 工事写真（着工前、施工中、完成）一連の流れが分かるように整理したもの。

④ 各種試験成績表及び試験中の写真

## 9 完成検査、引き渡し

・「工事完了通知書」の提出後に、施設管理者の確認及び検査（全各項の提出工事関係図書を含む。）を受け、これに合格したものについて引き渡しを行う。

・検査の結果、不備の部分がある場合は、期日内に手直しを行い、再検査に合格しなければならない。

・工事目的物は、引渡しを完了するまで責任を持って管理しなければならない。引き渡し前の損傷・損害については、請負業者の負担とする。

10 工事期間（施工可能期間）：着工 契約後すみやかに。  
（令和 7 年 2 月 28 日までに完成）

11 支払条件：工事完了後、請求書を受け取った月の翌月末の銀行振込。

12 問い合わせ先

現場確認、工事、施設の運営状況（日課、設備関係など）について

なごやかハウス岳見

TEL 052-837-4917（担当 加古）

Mail [takemi-top@nagoyaka.or.jp](mailto:takemi-top@nagoyaka.or.jp)

非常放送設備更新工事 機器仕様等一覧（参考設定の機種等）		
メーカー	TOA製	
機器名	型番	数量
非常放送アンブ架 240W20 局	FS253L-2024	1 式
壁掛型非常リモコン 20 局	FS-2520EP	2 台
雑材及び消耗品費		1 式
機器取替工事費		1 式
結線調整費		1 式
試験調整費		1 式
撤去品処分費		1 式
諸経費		1 式